

## 豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年記念事業の冠等の使用に関する取り扱い要綱

令和 6 年 5 月 24 日決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の推進のため、冠、記念事業テーマ（以下、「テーマ」という。）、記念事業ロゴマーク（以下「記念ロゴ」という。）の 3 項目（以下「冠等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (呼称)

第 2 条 冠及びテーマは、次のとおりとする。

- (1) 冠 豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年記念
- (2) テーマ 出会えば兄弟（いちゃりばちよーでー）～友好の絆を次世代へ～

### (定義)

第 3 条 この要綱において、記念ロゴとは、別図に示す図柄のことをいう。

### (権利)

第 4 条 冠等の権利は豊中市及び沖縄市が共同で所有し、使用許可等については、豊中市及び沖縄市がこの要綱に基づき各市で行う。

### (使用期間)

第 5 条 使用可能期間は令和 6 年 5 月 24 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間内に製品等に付された冠等については、当該期間を超えて使用できるものとする。

### (使用承認の申込み等)

第 6 条 冠等の使用を希望する者は、あらかじめ豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年事業冠等使用承認申込書（様式第 1 号）及び必要書類を添えて、豊中市長又は沖縄市長（以下、「市長」という。）あてに提出しなければならない。ただし、承認の手続きを必要としないと市長が認める場合は、この限りではない。

### (使用承認の基準)

第 7 条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、当該使用が「豊中市・沖縄市兄弟都市提携 50 周年」の P R に寄与すると認めるときは、冠等の使用を承認することができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、冠等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 市長は、冠等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又はその恐れがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又はその恐れがある場合
- (3) 特定の政治的、思想的、宗教的主張を支援し、又は支援しているような誤解を与える恐れがある場合
- (4) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与える恐れがある場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (6) 第9条各号に規定する事項を遵守しない恐れがある場合
- (7) 制作物等の販売価格が、冠等の使用前より高額となる場合
- (8) 企業名又は店名に冠等を使用しようとする場合
- (9) その他市長が使用について不相当であると認める場合

(決定及び通知)

第8条 市長は、第6条の規定による申込があったときは、当該申込に係る内容を審査のうえ、許可又は不許可を決定し、豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用承認通知書(様式第2号)又は豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用不承認通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用の承認を受けた者(以下、「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時の注意事項(別紙)に従って使用すること。
- (2) 使用の承認を受けた内容のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (3) 冠等を商標登録しないこと。
- (4) 冠等を使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 冠等使用時には、別図のとおりクレジット表記を行うこと。ただし、クレジット表記を行うことで、使用承認を受けた内容が損なわれる場合はこの限りではない。
- (6) 冠等を使用した制作物等は速やかに市長に提出すること。ただし、制作物等の提出が困難である場合は、その色、形状等を確認できる写真等の提出をもってこれに代えることができる。

(使用内容の変更)

第10条 使用者が、その使用内容の変更を希望する場合は、あらかじめ豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用変更申込書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用変更承認通知書(様式第5号)、又は豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年事業冠等使用変更不承認通知書(様式第6号)により申込者に通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反していると認められる場合
- (2) 偽りその他の不正な手段により使用の承認を受けたことが判明した場合
- (3) 使用者が第9条に規定する遵守事項に違反したと認められる場合
- (4) 第7条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至った場合
- (5) 前号各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用承認取消通知書(様式第7号)により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該使用の承認に係る制作物等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、使用の承認を取り消したことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第12条 冠等の使用料は無料とする。

(使用の非独占性等)

第13条 この要綱による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して冠等を使用する権利を付与し、かつ商品、使用者等について、市の推奨を行うものではない。

(責任の制限)

第14条 冠等の使用に関する事故、苦情等に関しては、第8条の規定により使用承認通知書の交付を受けた者が一切の責任を負うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は豊中市と沖縄市による協議のうえ別に定める。

附則 この要綱は令和6年(2024年)5月24日から実施する。

様式第1号(第6条関係)

年( )年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用承認申込書

豊中市長

沖縄市長 宛

申込者 郵便番号・住所 〒

商号又は名称

代表者職・氏名

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等の使用に関する取り扱い要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

なお、使用にあたっては、同要綱を遵守します。

記

使用対象物品等	
使用品目	冠 ・ テーマ ・ 記念ロゴ
使用目的	
数量、サイズ、製造予定数、販売価格、販売場所、販売先等を詳しく記入してください。	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
担当者連絡先	担当者名 電話番号 メール

※添付文書として、①使用者の概要書、②使用する物品等の見本が必要です。

様式第2-1号(第8条関係)

豊活魅第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用承認通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 ( 年) 月 日付で申込のあった豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等の使用について承認したので通知します。

なお、使用にあたっては、下記内容に留意のうえ、ご使用ください。

記

<注意事項>

- (1) 豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等を用いた制作物用の完成品(困難な場合は写真等)を提出してください。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 使用に起因する問題が生じた場合には、申込者が速やかに対処する責任を負うものとし、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 申込書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (5) 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、本市は一切の責任を負いません。
- (6) 冠等の適切な使用を図るため、使用の状況、使用した制作物等の販売状況等について報告を求めることがあります。
- (7) 「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等の使用に関する取り扱い要綱」は、必要に応じて変更することがあります。

様式第2-2号(第8条関係)

沖市文第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用承認通知書

様

沖縄市長 桑 江 朝千夫

年 ( 年) 月 日付で申込のあった豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等の使用について承認したので通知します。

なお、使用にあたっては、下記内容に留意のうえ、ご使用ください。

記

<注意事項>

- (1) 豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等を用いた制作物用の完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 使用に起因する問題が生じた場合には、申込者が速やかに対処する責任を負うものとし、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 申込書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (5) 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、本市は一切の責任を負いません。
- (6) 冠等の適切な使用を図るため、使用の状況、使用した制作物等の販売状況等について報告を求めることがあります。
- (7) 「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等の使用に関する取り扱い要綱」は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3-1号(第8条関係)

豊活魅第 号  
年( 年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用不承認通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年( 年) 月 日付で申込のあった「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等」の使用について、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

理由

様式第3-2号(第8条関係)

沖市文第 号  
年( 年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用不承認通知書

様

沖縄市長 桑 江 朝千夫

年( 年) 月 日付で申込のあった「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等」の使用について、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

理由



様式第4号(第10条関係)

年( )年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用変更申込書

豊中市長

沖縄市長 宛

申込者 郵便番号・住所 〒

商号又は名称

代表者職・氏名

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等の使用に関する取り扱い要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

※変更を希望する項目のみ記入してください。

	使用承認を受けている内容	変更を希望する内容
使用品目		
使用目的		
数量、サイズ、製造 予定数、販売価格、 販売場所、販売先等 を詳しく記入してく ださい。		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先 (変更有無に関わら ず記載してください)	担当者名 電話番号 メール	

※添付文書として、①変更する内容がわかる見本が必要です

様式第5－1号(第10条関係)

豊活魅第 号  
年（ 年） 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用変更承認通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年（ 年） 月 日付で申込のあった豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念冠等の使用の変更について承認したので通知します。

なお、使用にあたっては、下記内容に留意のうえ、ご使用ください。

記

<注意事項>

- (1) 豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等を用いた制作物用の完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 使用に起因する問題が生じた場合には、申込者が速やかに対処する責任を負うものとし、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 申込書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (5) 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、本市は一切の責任を負いません。
- (6) 冠等の適切な使用を図るため、使用の状況、使用した制作物等の販売状況等について報告を求めることがあります。
- (7) 「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等の使用に関する取り扱い要綱」は、必要に応じて変更することがあります。

様式第5－2号(第10条関係)

沖市文第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用変更承認通知書

様

沖縄市長 桑 江 朝千夫

年 ( 年) 月 日付で申込のあった豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念冠等の使用の変更について承認したので通知します。

なお、使用にあたっては、下記内容に留意のうえ、ご使用ください。

記

<注意事項>

- (1) 豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等を用いた制作物用の完成品(困難な場合は写真等)を提出してください。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 使用に起因する問題が生じた場合には、申込者が速やかに対処する責任を負うものとし、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 申込書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (5) 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、本市は一切の責任を負いません。
- (6) 冠等の適切な使用を図るため、使用の状況、使用した制作物等の販売状況等について報告を求めることがあります。
- (7) 「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等の使用に関する取り扱い要綱」は、必要に応じて変更することがあります。

様式第6-1号(第10条関係)

豊活魅第 号  
年( 年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用変更不承認通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年( 年) 月 日付で申込のあった「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等」の使用変更について、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

理由

様式第6-2号(第10条関係)

沖市文第 号  
年( 年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用変更不承認通知書

様

沖縄市長 桑 江 朝千夫

年( 年) 月 日付で申込のあった「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等」の使用変更について、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

理由

様式第7-1号(第11条関係)

豊活魅第 号  
年( 年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用承認取消通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年( 年) 月 日付で承認決定した「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等」の使用について、下記の理由により承認を取り消しますので通知します。

記

理由

様式第7-2号(第11条関係)

沖市文第 号  
年( 年) 月 日

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業冠等使用承認取消通知書

様

沖縄市長 桑 江 朝千夫

年( 年) 月 日付で承認決定した「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業の冠等」の使用について、下記の理由により承認を取り消しますので通知します。

記

理由

別図（第3条関係）

豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業ロゴマーク

カラー

モノクロ



色見本

